

## 歩掛参考見積募集要領

次のとおり歩掛参考見積を募集します。

令和8年6月4日

独立行政法人水資源機構  
千葉用水総合管理所  
所長 土田 百合子  
(公印省略)

### 1. 目的

この歩掛参考見積の募集は、当機構で予定している業務の積算の参考とするための作業歩掛を募集するものです。

### 2. 参考見積書提出の資格

- (1) 当機構における令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格業者の認定を受けていることとします。
- (2) 営業に関し法律上必要とされる資格を有していることとします。
- (3) 当機構から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成6年5月31日付け6経契第443号）に基づき、利根川水系及び荒川水系関連区域において指名停止を受けていないこととします。

### 3. 参考見積書の提出等

参考見積書は、次に従い提出してください。

- (1) 参考見積書は、作業項目毎に必要な技術者の員数等を記載して提出して下さい。  
なお、参考見積書の様式は問いませんが、別添「見積書作成例」を参考としてください。
- (2) 提出期間：令和8年6月15日(月) から令和8年6月22日(月) まで  
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、  
午前9時から午後4時まで
- (3) 提出先  
独立行政法人水資源機構 千葉用水総合管理所長 土田 百合子 宛  
【担当】管理課 國田  
〒276-0028 千葉県八千代市村上3139  
TEL047-483-0723 FAX047-483-0709  
メールアドレス：jwa\_chiba@water.go.jp
- (4) 提出方法  
書面は持参、郵送、FAXまたはメール（社印があること）により提出するものとします。（社印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の明記により省略可能）

### 4. 参考見積内容

#### (1) 業務基本条件

- ① 本歩掛参考見積りは、房総導水路管理所管内における施設機能保全計画の策定等を行うために必要な技術者の員数等を見積もりするものとします。
- ② 見積もりする員数は単位数量あたりとし、数量の増減に伴う補正及び複数検討する場合の複合補正が必要な場合は、その補正方法を記載するものとし

ます。

【例】

単位数量あたり歩掛に対する補正： $\bigcirc\bigcirc \times n + \triangle\triangle$ (n：対象数量)
--

③ 作業歩掛は、次表に示す見積項目、区分別に記載するものとする。

1) 房総導水路基幹施設機能保全計画更新

No.	見積項目	区分別	単位
①	業務準備及び基礎資料の作成	揚水機場	施設
		トンネル	km
		サイホン（鋼管）	km
②	機能保全計画更新方針検討	揚水機場	施設
		トンネル	km
		サイホン（鋼管）	km
③	機能保全対策の検討	揚水機場	施設
		トンネル	km
		サイホン（鋼管）	km
④	機能保全コストの算定	揚水機場	施設
		トンネル	km
		サイホン（鋼管）	km
⑤	機能保全計画の策定	揚水機場	施設
		トンネル	km
		サイホン（鋼管）	km
⑥	点検照査とりまとめ	揚水機場	施設
		トンネル	km
		サイホン（鋼管）	km

2) 南房総導水路施設機能保全計画更新

No.	見積項目	区分別	単位
①	業務準備及び基礎資料の作成	揚水機場	施設
		吐水槽	施設
		パイプライン	km
②	機能保全計画更新方針検討	揚水機場	施設
		吐水槽	施設
		パイプライン	km
③	機能保全対策の検討	揚水機場	施設
		吐水槽	施設
		パイプライン	km
④	機能保全コストの算定	揚水機場	施設
		吐水槽	施設
		パイプライン	km
⑤	機能保全計画の策定	揚水機場	施設
		吐水槽	施設
		パイプライン	km
		揚水機場	施設

⑥	点検照査とりまとめ	吐水槽	施設
		パイプライン	km

- ④ 機能保全計画策定業務の準拠基準は、次に示すものとします。
- 1) 水路工設計指針（平成 30 年 3 月：独立行政法人水資源機構）
  - 2) 水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き  
（令和 8 年 4 月）厚生労働省健康局水道課
  - 3) 水道施設機能診断の手引き（平成 17 年 4 月）厚生労働省健康局水道課
  - 4) 水道施設機能診断マニュアル（平成 23 年 3 月）財団法人水道技術研究センター
  - 5) 農業水利施設の機能保全の手引き  
（令和 5 年 4 月：農林水産省農村振興局）
  - 6) 農業水利施設の機能保全の手引き「パイプライン」  
（令和 8 年 3 月：農林水産省農村振興局）
  - 7) 農業水利施設の機能保全の手引き「水路トンネル」  
（平成 28 年 8 月：農林水産省農村振興局）
  - 8) 農業水利施設の機能保全の手引き「開水路」  
（平成 28 年 8 月：農林水産省農村振興局）
  - 9) 農業水利施設の長寿命化のための手引き  
（平成 27 年 11 月：農林水産省農村振興局）
- ⑤ 材料費等の必要経費については各作業項目の直接人件費合計額に対する割合として必要な率を計上するものとします。なお、連絡車（ライトバン）に係る経費は計上しないものとします。
- ⑥ 参考見積書の有効期間は令和 9 年 3 月 31 日までとします。
- ⑦ 参考見積書の提出年月日を記入するものとします。

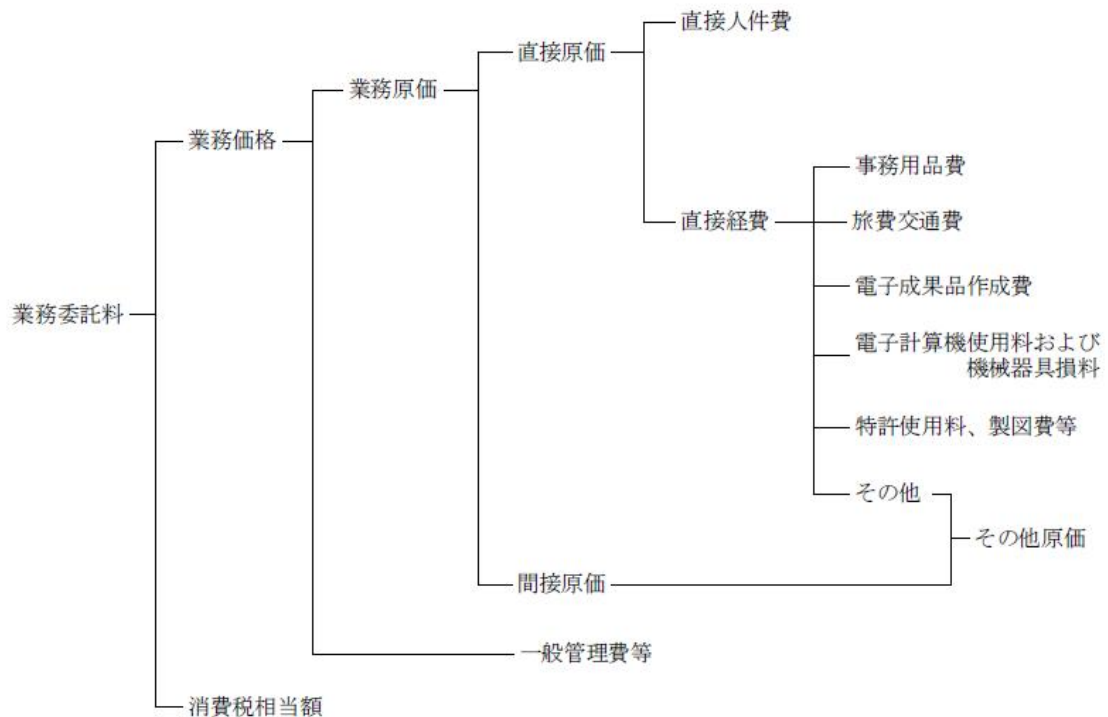
(2) 業務作業項目、作業内容

業務作業項目及び作業内容は、別添 見積内容に示すものとします。

(3) 業務費の構成と歩掛見積徴取範囲

- ① 本歩掛参考見積を適用する業務費の構成は、当機構が別に制定する「積算基準及び積算資料（各編）」（以下「基準書」という。）によるものとします。
- ② 歩掛参考見積徴取範囲は基準書で定義されている直接人件費のうち、上記（2）「業務作業項目、作業内容」を実施する為に必要な技術者の員数等を徴取します。

(参考) 積算体系



(4) 技術者の職種と定義

国土交通省が公表している「令和8年度設計業務委託等技術者単価」における「技術者の職種区分定義」によるものとします。

5. 募集要領に対する質問

この募集要領に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出してください。

- (1) 提出期間：令和8年6月8日(月) から令和8年6月11日(木) まで  
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
- (2) 提出場所：3. (3) に同じ。
- (3) 提出方法：3. (4) に同じ。

6. 質問に対する回答

質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供します。

- (1) 閲覧期間：令和8年6月15日(月) から令和8年6月22日(月) まで
- (2) 閲覧方法：ホームページに掲載します。

7. 参考見積書作成及び提出に要する費用

参考見積提出者の負担とする。

8. ヒアリング

提出していただいた参考見積書についてヒアリングを実施することがあります。

9. その他

この参考見積書をご提出いただいたことで、業務の指名又は競争参加資格をお約束するものではありません。

ご提出いただいた参考見積書は、業務積算の目的以外には使用いたしません。

以上